



## 「徳島県感染症予防計画（原案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

県では、感染症の発生の予防及びまん延の防止を目的として、感染症法第10条の規定に基づき、「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（徳島県感染症予防計画）」の改定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「原案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

### 1 ご意見の募集期間

令和5年12月8日（金）～ 令和6年1月9日（火）

### 2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

[https://www.pref.tokushima.lg.jp/public\\_comment/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/)

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く））



### 3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 保健福祉部 感染症対策課 企画・調査担当

電話：088-621-2935 FAX：088-621-2818

メールアドレス：kansenshotaisakuka@pref.tokushima.jp

（提出方法について）徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行  
（パブリックコメント）



### Q1 「徳島県感染症予防計画」ってどんな計画？

本県における感染症予防に関する施策の実施に関しての基本的な計画であり、感染症の発生の予防と、まん延の防止のため、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、感染症対策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

この計画については、感染症法第10条において、国の定めた基本指針に即した形で各都道府県が策定するよう定められており、本県においても平成12年に策定した後、適時、改定を行っていますが、今回、新型コロナウイルス感染症を踏まえて、感染症法及び基本指針が改正されたことから、本県の新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえた上で、新たに計画の改定を行うものです。



### Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

本県の感染症対策に関する基本的な計画となりますので、修正すべき箇所や追記するべきと思われる事項などについて、ご意見をお寄せください。

( → 別添資料を参照してください。 )



### Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。